

令和3年9月15日

南相馬市農業委員会
9月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年9月15日(水) 午前10時25分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	欠	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	※	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	※
5	梅 村 正 敏	※	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	※	17	佐 藤 良 一	※
8	小谷津 弘 隆	※	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	※	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

①再生係長 佐藤 俊文 ②副主査 但野 莉菜

4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第37号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第4 報告第38号 農地法第18条第6項の貸借の解約等の通知について
- 日程第5 報告第39号 違反転用事案の報告について
- 日程第6 報告第40号 時効取得による所有権移転について
- 日程第7 議案第96号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第103号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第9 議案第97号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第10 議案第98号 農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について
- 日程第11 議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第12 議案第100号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
- 日程第13 議案第101号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
- 日程第14 議案第102号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）

5. 会議の概要

(開会 午前10時25分)

議長 只今より、令和3年9月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。

それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は1番委員であります。なお、12番委員からは若干遅れるということで、延刻の申出が届いております。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号12番・遠藤秀明委員、15番・半谷眞知子委員、16番・早川孝雄委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。8月23日、第4回南相馬市一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会が開催され、前回の委員会が出された意見について事務局の生活環境課からその対応の説明がありました。候補地の結論にまで至りませんでしたので、引き続き、意見を交わし議論を重ねながら、選定を進めることになりました。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第37号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 総務企画専門委員会開催報告をいたします。令和3年9月10日金曜日午前8時50分から午前10時まで開催しました。場所は南相馬市役所北庁舎2階会議室2です。出席者は議案に記載のとおりです。

協議概要は、先ず、「(1)南相馬市農政課への要望について」ですが、「ア 営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方について」は、令和3年8月定例総会の開始前に8月5日付けで市ホームページに掲載された「営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方」の説明が農政課職員からありました。しかし、内容を精査した結果、市農政課で修正が必要な箇所が出てきたため、修正することとなりました。農業委員会に修正案の提示があったことから補正の有無について総務企画専門委員会で協議しました。

その中で、各委員から出た意見は、「(ア)小高区では主要道路に面したところは農振が外れているところがあるが、どのように対応するのか」、「(イ)農振から外れている第1種農地相当とするところは規制しないのか」、「(ウ)荒廃農地で営

農型はできるのか」というものでした。(ア) から (ウ) については、農政課へ問い合わせることにいたしました。

次に、「イ 遊休農地等再生対策支援事業概要について」。鹿島区の農業者から遊休農地等の再生を行うために、補助事業の利活用を求める意見があることから、市農政課に事業の実施のための予算化を要望することになりました。

次に、「(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について」です。新たな委員の選任や募集の作業は、前回よりも2週間程度早めたスケジュールで進めたいとの事務局案を受けて、これを了承いたしました。また、現在は共済組合から農業委員1名の推薦を頂いていますが、次回からは推薦できないとの話がありました。この対応を協議した結果、市農政課の事業に関りの深い団体等から候補者1名を選任できないかを事務局と農政課で協議することといたしました。

最後に、「(3) その他」。農業委員会の視察研修については、コロナ禍の中であることから、感染状況をもう少し見極めて市内も含めて検討していくこととしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第38号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第38号についてご説明いたします。議案書の3ページから10ページになります。今回43件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第39号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第39号についてご説明いたします。議案書の11ページから12ページ、整理番号1番から3番の当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、昭和60年に亡き父が墓地の利用者の駐車場が不足していたことから駐車場として整地しました。その後平成25年に親戚から墓地用地として提供してほしいとの要望があり、一部を墓地として現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、昭和60年に亡き祖父が貸住宅を建築し現在も使用しています。相続の際に地目が農地であることが判明しました。貸住宅を建築していることから農地転用許可を確認しましたが、転用許可の有無が確認できなかったものです。

整理番号3番については、22番2及び22番4については、平成2年頃に納屋が火災に見舞われた際に焼失した納屋の廃材置場として使用し、廃材撤去後は駐車場として使用しています。27番1については、平成13年に住宅及び納屋を建築した際に下屋敷地として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第6、報告第40号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第40号についてご説明いたします。議案書の13ページから16ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記は民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 ここで、延告の申し出があった12番委員が出席されましたので報告します。
よろしく申し上げます。暫時休議します。

(休議)

議 長 只今から再開します。次に、日程第7、議案第96号「農用地利用集積計画の
決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第96号についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページ
になります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤
強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求
められたものです。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員か
らご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第96号についてご説明いたします。議案書の17ページから
18ページになります。今回、利用権設定が7件となっております。内容につき
ましては、記載のとおりです。なお、賃借料については、双方合意の上で決定し
ております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第103号「農用地利用配分計画に係る意見について」
を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第103号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ペー
ジになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管
理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して
意見を求められたものです。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担
当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第103号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ページになります。今回、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通して農地の賃借を行うもので、利用配分計画が1件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 15番委員。

15番委員 土地の所在の欄に「一時利用地 馬場西云々」と記載されています。こうした表記は今まで見たことがありません。「一時利用地」とはどのような意味ですか。ご説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 この一時利用地では、ほ場整備を行っております。換地前ですから「一時利用地」という設定をしております。底地番はありますが、ズレていますので一時利用地という形で、1枚の田んぼという形で番号を振って1ヘクタール形、1町歩形での管理番号で今回記載しております。以上です。

議 長 15番委員、よろしいですか。

15番委員 ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次は、日程第9、議案第97号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第97号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ

になります。詳細につきましては、記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号4番、5番とも譲受人の経営面積が5,000平方メートルに達しておりませんが、許可基準の例外には「隣接する農地と一体として利用しなければ利用が困難と認められる場合」と示されていることから、本案件はこれに該当するため妥当と判断しています。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号1番、2番、4番及び5番の現地調査委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第98号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、申請番号4番から7番につきましては、議案第102号の申請番号7番及び8番と関連があるため、後の議案で併せて審議することといたします。それでは、申請番号1番から3番について事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第98号申請番号1番から3番についてご説明いたします。議案書の23ページから25ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号3番の現地調査委員、5番委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号1番から3番については、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第99号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第99号についてご説明いたします。議案書の27ページから28ページ、申請番号1番から4番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件といたしまして、申請番号1番については、報告第39号整理番号1番の追認を得るための案件です。

申請番号2番については、報告第39号整理番号2番の追認を得るための案件です。

申請番号3番については、報告第39号整理番号3番の追認を得るための案件です。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1について、10番委員。

10番委員 議案第99号申請番号1番について現地調査結果を報告いたします。現地案内図は1ページのとおりです。去る9月10日午後1時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも基準を満たしていると判断いたしました。なお、本件は報告第39号整理番号1番との関連案件でございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 申請番号2について、11番委員。

1 1 番委員 議案第 9 9 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第 3 9 号整理番号 2 番関連案件であります。現地案内図は 2 ページです。この案件は平成 3 0 年に相続取得した建物の現在も貸住宅としている内容です。相続の際に土地調査したところ、農地であることが判明し農地転用許可を確認したが、許可の有無が確認できなかった結果、違反転用となっていることから追認を受けるための許可申請になります。去る 9 月 1 2 日今後 1 時半頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 申請番号 3 について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 9 9 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページです。去る 9 月 1 1 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地等の調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 申請番号 4 について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 9 0 号申請番号 4 番について現地調査を報告いたします。現地案内図は 4 ページであります。所在地など申請事由は記載のとおりです。去る 9 月 1 2 日午前 1 0 時頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願申し上げます。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 0 0 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第100号についてご説明いたします。議案書の29ページ、申請番号1番及び2番について土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足案件としまして、申請番号1番につきましては第1種農地に乾燥調製施設等を整備するための転用申請であります。資金計画の補助金については県の被災地域農業復興総合支援事業補助金が充てられる予定です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1について、13番委員。

13番委員 議案第100号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る9月13日午前10時頃より、譲渡人並びに譲受人の立会いのもと現地調査を行いました。本案件は申請地に乾燥調製施設を新たに建設し、営農再開を図るための必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、譲渡人、譲受人双方からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、土地造成のための融資見込書並びに県・市からの支援補助金の裏付け書、また土地改良区の意見及び水利組合の同意書が添付されております。また農業用施設用地への用途区分の変更も終了しているため、適正であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 申請番号2について、11番委員。

11番委員 議案第100号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る9月12日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第101号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めま

す。

事務局 議案第101号についてご説明いたします。議案書の30ページから31ページ、申請番号1番から3番につきまして土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足案件としまして、申請番号1番につきましては、建物を解体するための搬出道路として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から4か月となっております。

申請番号3番につきましては、土砂採取場の進入路とするための一時転用であり、転用期間は許可日から令和4年9月30日までとなっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第101号申請番号1番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページであります。所在、申請事由は記載のとおりであります。去る9月10日午後1時30分頃より、被設定人立会いのもと調査書に基づき、聞取り、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 申請番号2番について、11番委員。

11番委員 議案第101号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る9月11日午前11時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第101号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりです。現地案内図は9ページです。土砂採取事業のための進入路としての一時転用であります。当該地は以前に土砂採取事業の進入路として一時転用の許可を受け、事業終了後に原状回復した農地であります。去る9月13日10時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は設定人の農地の中にありますので、立地基準、

一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第102号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。先に、申請番号1番から5番について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第102号申請番号1番から5番についてご説明いたします。議案書の32ページから33ページです。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。いずれの申請も第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第102号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページであります。所在など申請事由は記載のとおりでございます。去る9月12日午前9時頃より、申請人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に申請番号3番について、10番委員。

10番委員 議案第102号申請番号3番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は12ページのとおりです。去る9月10日の午後1時15分頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に申請番号4番、5番について、15番委員。

15番委員 議案第102号申請番号4番、5番について現地調査をしたので報告いたします。現地案内図は13ページです。去る9月10日午後4時より、代理人行政書士立会いのもと調査項目による聞き取り、現地調査を行った結果、特に被害防除の妥当性につきましては、砂防ダムも設置されており土砂の流出による周辺農地への影響もないことから、立地基準、一般基準を満たしており、なお、金融機関からの残高証明も添付されていることから、許可相当と判断しました。皆様方のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 続いて、申請番号2番の現地調査委員、9番委員には出席を求めているため事務局から報告を願います。

事務局 それでは現地調査の報告を読上げます。現地案内図は11ページになります。去る9月11日午後1時30分より、設定人、被設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号1番から5番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 続きまして、議案第102号の申請番号7番及び8番並びに関連する議案第98号の申請番号4番から7番についてを一括して審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の34ページ、議案第102号申請番号7番及び8番並びに議案書の25ページから26ページ、議案第98号申請番号4番から7番について一括で説明いたします。

これらの案件につきましては第2種農地に営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請であり、転用期間は10年間となっております。営農作物はヒサカキとなっております。県農林事務所普及部の回答は、マサカキは当地域での栽培実績がないため育つかどうかの判断はできませんが、マサカキよりも寒冷

な地域でも育つヒサカキについては栽培実績があるため、マサカキよりも適しているとの回答をいただいております。なお、市長への意見照会の回答につきましては「意見なし」と回答をいただいております。以上です。

議 長 続きます。現地調査委員から報告をお願いします。議案第98号申請番号4番、5番、6番、7番及び議案第102号申請番号7番、8番について、18番委員。

18番委員 議案第102号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。なお、この議案は議案第98号申請番号4番、6番の関連であります。子細につきましては記載のとおりであり、現地案内図は15ページです。営農型太陽光発電設備設置とパネルの下での営農のための一時転用の申請であります。なお、作物はヒサカキの栽培です。去る9月13日午後2時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果当該地は平坦地であり、また市道や原野、設定人の農地に囲まれております。また、敷地内の雨水に関しましては敷地内浸透として対処いたす予定でございます。作物を栽培するに当たって支障はないと思われれます。隣接地の同意を得るよう話をしたところでございまして、南相馬市の太陽光発電事業の同意も得ております。よって、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

続きます。議案第102号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。議案98号申請番号5番、7番の関連です。子細につきましては記載のとおりでありまして、現地案内図は16ページです。これも、営農型太陽光発電設備の設置とパネルの下での営農のための一時転用申請であります。なお、作物はヒサカキを栽培する予定です。去る9月13日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地調査をした結果、当該地は平坦地であり周りは農地、原野、設定人の宅地であります。雨水につきましては、敷地内浸透処理で対処し宅地の境には土嚢を積む予定でございます。作物栽培には支障はないと思われれます。隣接の所有者の同意を得るよう話しました。これも南相馬市の太陽光発電設備事業の同意を得ています。よって、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 15番委員。

15番委員　今の説明で敷地内の排水は自然浸透みたいなことだそうですが、暗きよ排水のような仕掛けは全然されないのでしょうか。

議　長　　18番委員。

18番委員　設置又は栽培する場所は平坦地であり、今もなお草刈りなどをされております。普通の一般的な雨水はそのまま自然浸透だけで大丈夫のようです。万一、大雨が降って雨水が溜まった場合には、申請番号7番は市道に沿っていますから市道の方に排水が流れるようになっています。

申請番号8番は平坦地でも、やや傾斜しておりますからその分は浸透しながら、余分な分は下の道路の排水溝に流れるようになっています。

議　長　　15番委員、よろしいですか。

15番委員　はい、分かりました。

議　長　　平坦地のため排水は市道の排水路の方に流れるということでございます。他にありませんか。

議　長　　13番委員。

13番委員　申請番号7番、8番の「その他状況」に記載してある営農型発電の下部の農地面積と面積が違うのはどういうことですか。

また、7番、8番それぞれ約1,700平方メートル、約1,500平方メートルを貸借して設置するのですが、太陽光発電の残った農地の営農に対する条件は特にないでしょうかけれども残った農地での営農はどのような形で担っているのですか。

議　長　　事務局。

事務局　私から回答させていただきます。まず、その他状況の下部の農地面積とパネル設置面積が違うのは、下部の農地面積とはパネル設置面積プラス夏至の南中高度の影の部分の面積も入ります。下部の農地面積とパネル設置面積の差は、夏至のお昼時の影ができる部分の面積になります。パネル設置以外の部分の農地の利活用については、営農する農業法人からはヒサカキの他に、栽培実績がある「櫛(しきみ)」を植えると伺っています。以上です。

議 長 13番委員、よろしいですか。

13番委員 分かりました。

議 長 許可申請年数は10年であります。小屋木や上根沢両地区の前例がございますから3年間の許可でいかがでしょうか。この3年間の中で肥培管理を徹底して管理を行ってもらおうよう、条件付きで許可相当としてよろしいか、皆さんにお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは只今申し上げましたとおり、許可期間は3年間、肥培管理は徹底して行うことを付して許可相当としたいと思います。

議 長 その他質疑等はないようでありますので、議案第98号の申請番号4番から7番については原案のとおり決することとし、議案第102号の申請番号7番及び8番は条件を付して許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告4件及び議案8件、合わせて12件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の9月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後12時16分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年10月15日

議事録署名人(12番・エンドウ ヒデアキ)

議事録署名人(15番・ハンガイ マチコ)

議事録署名人(16番・ハヤカワ タカオ)
